

TEL 043-241-6121  
FAX 043-243-3430  
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>  
令和5年9月1日  
代表社員 石 田 洋 祐

いよいよ10月1日からインボイス制度が始まります。準備は進んでいますでしょうか。今回は請求書や領収書を受け取ったときの業務は具体的にどう変わるのか確認します。

## ●やること1 インボイス（適格請求書）の記載内容の確認

### ①請求書等の確認

まずインボイスを受け取ったら、**記載要件が満たされているか確認**しなければなりません。

小売業・飲食店業・タクシー業など不特定多数の者を相手に取引を行う業種は相手先を記載することが難しいため記載要件が緩和された「適格簡易請求書」の発行が認められていますので、受け取ったレシートが「適格簡易請求書」の要件を満たしていることを確認して下さい。

記載内容に不備がある場合は？

→ 自身で修正することはできません。発行者に修正・再発行の依頼をして下さい。

記載内容に不足がある場合、インボイスが発行されない取引は？

→ インボイスは一つの書類のみで記載内容を満たさなくても、その取引との関連性が確認できる他の書類の記載内容と合わせて要件を満たす場合は、これも認められます。

(EX.) 請求書に取引日ごとの金額が記載され、その取引内容は納品書で確認できる。

口座引き落としなど請求書が発行されない取引は？

→ 家賃など口座引き落としの取引は基本の契約書に相手先の登録番号や取引内容が記載され、銀行口座の通帳記入により取引金額を確認するなど複数の書類で記載要件を満たせばインボイスとして認められます。

適格請求書の記載要件	適格簡易請求書の記載要件
適格請求書発行事業者の氏名・名称及び登録番号	同左
取引年月日	同左
取引内容（軽減税率対象品目はその旨）	同左
税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）及び適用税率	税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）
税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書あたり税率ごとに1回）	税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書あたり税率ごとに1回） 又は適用税率
書類の交付を受ける事業者の氏名・名称	不要

### ②3万円未満の請求書不要な取引の取扱いは廃止

これまでは、一請求書3万円未満の取引は請求書等の保存は不要でしたが、この取扱いは廃止されます。今後は、少額でも①の要件を満たすインボイスの保存が必要となります。

### ③電車、バスなどはインボイスの保存不要

以下の取引はインボイスが不要な取引となりますのでインボイスは不要です。帳簿に一定事項を記載することで仕入れ税額控除が認められます。

- ・3万円未満の公共交通機関（電車・バス・船舶）の運賃
- ・3万円未満の自動販売機での購入
- ・郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差出されたものに限る）
- ・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当等
- ・一定の入場券等で、使用の際に回収される取引
- ・古物営業、質屋、宅地建物取引を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ・適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引

## ●やること2 会計ソフト等へ入力

課税取引をインボイスありの取引とインボイスなしの取引に分類して取引を入力していかなければなりません。ここを間違えると消費税の納税額に影響してきますのでよく確認して間違いの無いように行います。

インボイスなしの課税仕入れも一定期間は経過措置により、一部仕入れ税額控除が認められるため、インボイスなしの課税仕入れもしっかり区分して下さい。

会計ソフトごとに入力方法が異なりますので、事前に確認をしておくことが肝心です。

### 記載内容に不備がある場合は？

→ 相手先が適格請求書発行事業者であることは確認した上で、一旦インボイスありとして会計処理を実施し後日正しいインボイスを入手するなど事務処理ルールを決めておいて下さい。正しいインボイスが入手できない場合は後日修正が必要になります。

## ●やること3 適格請求書の保存

適格請求書は7年間の保存が求められます。その方法は3種類あります。

### ① 紙による保存

従来の保存方法です。

### ② スキャナ保存

改正電子帳簿保存法により、相手先と交わした紙の書類を事前の届出なしに一定の要件でスキャナ保存が可能となりました。スキャナ保存の要件を満たした会計ソフトなどを利用すると、スキャナ保存の要件もクリアでき、会計帳簿と関連付けができるため有効です。

### ③ 電子取引

令和6年1月1日からメールで受け取った請求書や、WEBの請求書などの電子取引は電子データのまま保存することが求められます。これまでのように紙に印刷しての保存は原則認められなくなります。